

市第 85 号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

1 趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正（令和元年8月1日施行）に伴い、「災害弔慰金の支給等に関する条例」について、大規模災害で被災した方への貸付制度である「災害援護資金」、死亡した方の遺族に支給する「災害弔慰金」及び重度の障害を受けた方に支給する「災害障害見舞金」の規定の一部を改正します。

2 改正の内容

(1) 災害援護資金の償還金の免除等にかかる改正（第 14 条、15 条及び 16 条改正）

阪神淡路大震災等における自治体の債権管理の負担が過大であったことを踏まえ、法改正が行われました。法改正にあわせ、次のとおり条例を改正します。

ア 償還金の免除要件について、これまで借受人の死亡又は著しい障害を受けた場合に限定されていましたが、破産手続又は再生手続の開始の決定を受けた場合を追加します（第15条）。

イ 償還金の支払猶予又は免除の判断にあたり、市が、収入又は資産状況について、借受人又は保証人に報告を求めることができる旨を規定するとともに、官公署に文書の閲覧又は資料の提供を求めることができる旨を規定します（第16条）。

ウ 収入又は資産状況の報告の求めに対し、借受人又は保証人が正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をした場合に、償還金の支払猶予又は免除をしないことができる旨を規定します（第14条及び15条）。

(2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金にかかる改正（第 17 条新設）

法改正により、災害弔慰金等の支給にあたり、災害による死亡等であるか不明確な案件の因果関係等を調査審議するため、市町村が条例で審議会等を設置するよう努めることとされました。

これを受け、横浜市災害弔慰金等支給審査委員会の設置について規定するとともに、委員数を10人以内とし、必要に応じて臨時委員等を置くことができる旨を規定します。

3 施行期日

公布の日から施行

（参考）令和元年台風第 15 号及び第 19 号による制度適用について

(1) 災害援護資金

台風第 19 号で、神奈川県内で災害救助法が適用されたため、県内全域で適用

[受付]11月12日～令和2年1月14日

[件数（11月末時点）]2件の貸付決定

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金

台風第 15 号及び第 19 号で、それぞれ2つの都道府県以上で災害救助法が適用されたため、全国で適用

[受付]随時

[件数（11月末時点）]災害弔慰金で1件の支給見込み

災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく制度概要

※下線は条例改正項目

1 災害援護資金

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 上記の災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者（一定の所得制限あり）
- (4) 貸付額 最大350万円 ※世帯主の負傷の有無や家財・住宅の損壊状況等に応じて異なる。
- (5) 利率等 保証人有：無利子、保証人無：年1%
- (6) 償還期間 10年 ※元金の返済が猶予される据置期間（3年又は特別の場合は5年）を含む。
- (7) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (8) 支払猶予 借受人が災害、盗難、疾病、負傷ほかやむを得ない理由で支払が著しく困難な場合可。
償還免除 借受人の死亡や精神・身体に著しい障害を受け償還できなくなった場合、又は破産手続若しくは再生手続の開始の決定を受けた場合、かつ保証人も償還できない場合可。
報告・調査権 猶予・免除の判断にあたり、収入・資産の状況について、官公署に文書閲覧・資料提供を求めることができる。また、借受人・保証人に報告を求めることができ、正当な理由なく報告せず又は虚偽報告した場合、猶予又は免除しないことが可。
- (9) 貸付原資負担 国2/3、都道府県・指定都市1/3
- (10) 本市実績 [S48創設以降] 令和元年台風第19号により2件の貸付決定（11月末時点）
これ以前では、昭和49年の集中豪雨による7件

2 災害弔慰金・災害障害見舞金

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 下記のいずれかの自然災害
 - ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ウ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給者 (2)の災害により（弔慰金）死亡した者の、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（見舞金）重度の身体（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）及び精神障害を受けた者
- (4) 支給額 （弔慰金）生計維持者が死亡 500万円、その他の者が死亡 250万円
（見舞金）生計維持者が障害 250万円、その他の者が障害 125万円
- (5) 費用負担 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- (6) その他 (2)の災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合、医師や弁護士等の有識者による委員会を設置し、審議を経て、判定する。
- (7) 本市実績 [S48創設以降] （弔慰金）令和元年台風第15号により1件支給見込み（11月末時点）
これ以前では、平成26年御嶽山噴火などによる計14件（障害見舞金）0件

新旧対照表（災害弔慰金の支給等に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和 49 年 8 月横浜市条例第 53 号</p> <p>目次 (第 1 章から第 3 章まで省略)</p> <p>第 4 章 災害援護資金の貸付け (第 9 条—<u>第 15 条</u>)</p> <p><u>第 5 章 雑則 (第 16 条・第 17 条)</u> (附則省略)</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第 14 条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷<u>その他やむを得ない理由により</u>、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。</p> <p>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、<u>その償還金の支払によって償還されるべきであった貸付金は</u>、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</p> <p>(償還免除)</p> <p>第 15 条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、<u>又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは</u>、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、<u>保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる</u>と認められる場合は、この</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和 49 年 8 月横浜市条例第 53 号</p> <p>目次 (第 1 章から第 3 章まで省略)</p> <p>第 4 章 災害援護資金の貸付け (第 9 条—<u>第 16 条</u>)</p> <p><u>第 5 章 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会 (第 17 条)</u></p> <p><u>第 6 章 雑則 (第 18 条)</u> (附則省略)</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第 14 条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷<u>その他市長がやむを得ないと認める事情があることにより</u>、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。<u>ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 16 条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、<u>当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は</u>、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</p> <p>(償還免除)</p> <p>第 15 条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、<u>又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは</u> <u>又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは</u>、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、<u>次のいずれかに該当す</u></p>

現 行	改 正 案
<p>限りでない。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(報告等)</p> <p>第16条 市長は、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関し遺族、障害者又は災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (本文省略)</p>	<p>るときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p>(2) <u>災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。</u></p> <p>(報告等)</p> <p>第16条 市長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するかどうかを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、これらの者に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。</p> <p>第5章 横浜市災害弔慰金等支給審査委員会</p> <p>第17条 市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、市長の附属機関として、横浜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 <u>委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>第6章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (本文省略)</p>